

板橋区長等交際費支出基準

(平成19年11月28日 区長決裁)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区の代表者として区長及び副区長が、外部との交際並びに対外折衝に要する経費並びに区関係者及び関係団体に対する慶弔に要する経費等（以下「交際費」という。）の支出を、公正かつ社会通念上妥当な範囲内で行うため、必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 交際費の支出にあたっては、個々具体的事例の目的、内容等を検討し、安易に前例、慣習等に従うことなく、真に必要とする場合にのみ執行するものとする。

(支出の相手方)

第3条 区政運営に関係を有する個人又は団体とする。

(支出の項目)

第4条 支出の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 慶祝
- (3) 弔慰
- (4) 見舞い

2 前項の規定にかかわらず、区長は、区政運営上必要があると認めるものについては、交際費を支出することができる。

(支出の基準額)

第5条 交際費の支出項目別基準額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、社会通念上妥当な範囲内において、必要と認められた額を支出することができる。

(経理)

第6条 交際費を支出するときは、正当債権者の領収書を徴するものとする。

ただし、相手方から領収書を徴することが難しい場合は、支出額、相手方の氏名、内容等を明確にした書類を整えておかなければならない。

(交際費の公開、公表)

第7条 交際費の支出に係る公開請求があつたときは、「東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）」に基づき、公開を行うものとする。

2 交際費の支出の状況は、板橋区のホームページにおいて公表するものとする。

付 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

別 表

支出項目別基準額

項 目	支 出 基 準 額
会 費	① 会費の額が定められている場合 定められている会費の額 ② 会費の額が定められていない場合 1万円以内で、相当と認める額
慶 祝	① 会費の額が定められている場合 定められている会費の額 ② 会費の額が定められていない場合 (1) 結婚式 3万円 (2) その他の慶祝 1万円以内で相当と認める額
弔 慰	① 香典、生花又は花環 (1) 香典 1万円 (2) 生花又は花環 実費額
見舞い	① 1万円